

議提第4号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引  
上げに係る意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2  
項の規定により提出します。

令和7年7月2日提出

霧島市議会議長 仮屋 国治 殿

提出者 霧島市議会文教厚生常任委員長 松枝 正浩

## ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げが不可欠です。

しかし、2025年3月31日に成立した2025年度予算では、小学校における教科担任制が第4学年まで拡充されましたが、鹿児島県における配置数は100人にも届かず、教員の配置増を求める学校現場の声を反映したものはなっていません。さらに、少数職種の加配等を含め「様々な教育課題への対応」として文科省が求めていた配置数も減じられたままです。一方で、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費の負担割合は県2/3とされたままであり、県財政を圧迫し続けています。さらに、教員採用試験の受験倍率の低下や離職者・病気休職者の増加等によって、学校現場は慢性的な人員不足状態にあります。

教育の機会均等と水準の維持向上をはかるとともに、すべての子どもにゆたかな学びの保障や学校における働き方改革をすすめるためにも、教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度における教職員の給与費における国の負担割合を引き上げることが必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、さらなる少人数学級の推進、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 特別支援学級の子どもが交流学級で過ごす場合、教職員の過度な負担がなく、子どもの教育環境が充実するように現状を把握し改善すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年7月 日

鹿児島県霧島市議会議長 仮屋 国治

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

文部科学大臣 殿